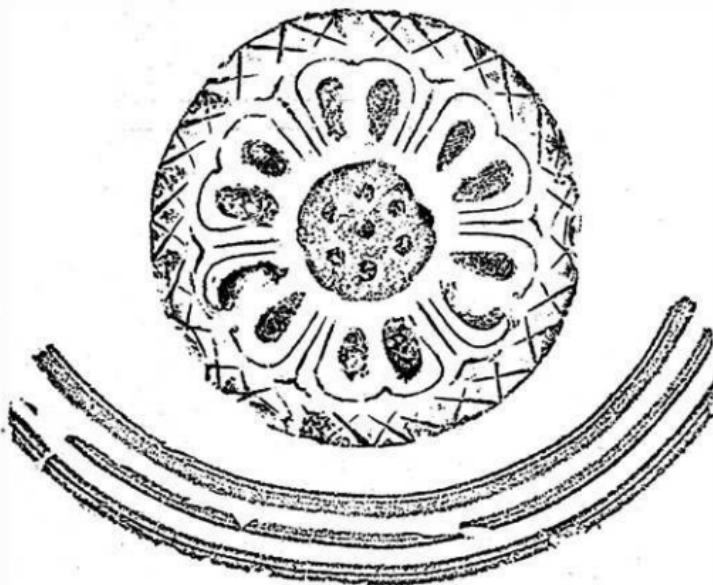


福島県文化財調査報告書第71集

関和久遺跡Ⅶ

—史跡指定調査概報—

1979年3月



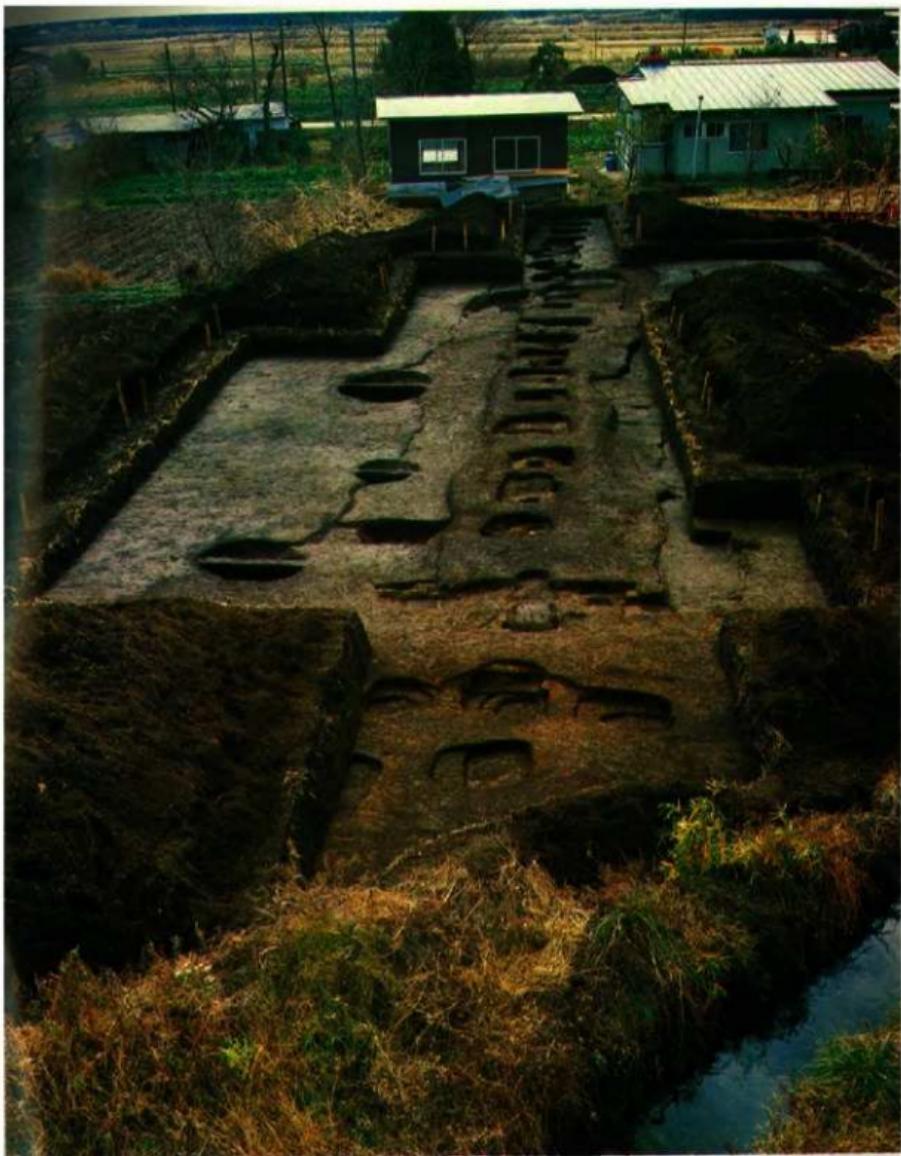
福島県教育委員会

関和久遺跡Ⅶ

—史跡指定調査概報—

1979年3月

福島県教育委員会



序 文

大正末年に、間和久及び借宿の広範な地域から、多賀城系と下野薬師寺系の古瓦が出土することが学界に知られ、またそこから出土する多賀城系の瓦から神龜5年設置の白河軍団跡と推定されました。

その後約半世紀の間に借宿については廃寺跡として県史跡に指定されました。県教育委員会は間和久遺跡の重要性に鑑み、研究者の方々の助言を得、遺跡の性格を解明するとともに史跡指定の資料を得るため昭和47年よりこの遺跡の調査を継続してまいりました。

この調査により、現在までの調査地点は古代白河郡家跡であり、範囲もほぼ確実となってまいりました。本年度は第7次調査を終了し、所期の目的を達成することができました。ここに本年度の調査成果につきましてその概略を報告いたしますので、広く県民の方々に認識を深めていただくとともに、研究資料として御活用いただければ幸甚に存じます。

最後になりましたが、この調査のご指導にあたられた県文化財保護審議会委員伊東信雄博士はじめ各指導委員、御協力を惜しまなかつた宮城県多賀城跡調査研究所の方々、地元泉崎村、泉崎村教育委員会、地元協力者各位に多大の謝意を表するものであります。

昭和54年3月

福島県教育委員会教育長
辺 見 栄之助

目 次

調査要項

第1章 調査報告	1
第1節 前年までの調査	1
第2節 調査経過	1
第3節 調査日誌	3
第2章 発見造構	5
第1節 建物跡	5
第2節 標 跡	7
第3節 門 跡	9
第4節 溝 跡	9
第5節 土 坑	12
第3章 出土遺物	14
第1節 瓦	14
第2節 土 器	14
第3節 砥・その他	14
第4章 考 察	19
第1節 遺跡の規模	19
第2節 遺構・遺跡の性格	19
第3節 出土遺物	22
第4節 まとめ	22

挿図・図版目次

- 第1図 遺跡調査全図・造構配置図
- 第2図 S A72付近図
- 第3図 第1・2トレンチ造構配置図
- 第4図 S B69~71建物跡
- 第5図 S A72Ⅰ~Ⅳ期柵跡変遷試案
- 第6図 S B73門跡
- 第7図 S D79溝跡・S B80建物跡
- 第8図 S D65・66溝跡 S K62・63・64土坑
- 第9図 出土瓦拓本
- 第10図 出土瓦拓本
- 第11図 土器・硯
- 第12図 土器・その他

- 図版1 作業風景
- 図版2 第1トレンチ（北より）
- 図版3 S A72・S B65他（北より）
- 図版4 S A72（南より）
- 図版5 S B73門跡（北より）
- 図版6 S A72・S B73・S D65・66（北より）
- 図版7 S A72・S D65・S D66（L F68・69区）
- 図版8 S D65・66セクション（L L-68区）
- 図版9 S B80（北より）
- 図版10 S K63（南より）
- 図版11 第2トレンチ（北より）
- 図版12 S B69~71（北より）
- 図版13 第3トレンチ（北より）

調査要項

1. 名称 関和久遺跡
2. 所在地 西白河郡泉崎村関和久字中宿・字古寺
3. 調査主体 福島県教育委員会
4. 指導委員 伊東信雄、坪井清足、後藤勝彦、梅宮 茂、鈴木 啓
5. 調査担当 木本元治
6. 調査員 高倉敏明、鈴木寅夫、橋本博幸
7. 指導・協力 桑原滋郎、進藤秋輝、平川 南、白鳥良一、鎌田俊昭、高野芳宏、古川雅清
8. 調査協力 泉崎村、泉崎村教育委員会、泉崎村公民館、関平婦人会、佐川一二ほか地元有志
15名
9. 調査期日 昭和53年10月25日～11月25日

一凡 例一

- 1 この調査は国庫補助事業である。
- 2 編集は木本が担当した。
- 3 第1章・第2章第4節・第3章・第4章第3・4節は木本が執筆した。
- 4 第2章第1節は橋本・木本が執筆した。
- 5 第2章第2・3節は高倉が執筆した。
- 6 第2章第5節は鈴木(寅)が執筆した。
- 7 第4章第1・2節は伊東が執筆した。

第1章 調査報告

第1節 前年までの調査

昭和47年度 10月30日～11月15日（閑和久遺跡Ⅰ 1973年3月 福島県教育委員会）

航空測量図作成と予備調査。東群建物中、南・中・北の3棟の有礎建物跡の存在を確認。

昭和48年度 10月11日～11月10日（閑和久遺跡Ⅱ 1974年3月 福島県教育委員会）

東群の有礎建物跡SB01・02・03と、西群の有礎建物跡SB05・06と掘立のSB04・07を検出した。

昭和49年度 5月27日～6月5日（閑和久遺跡一県道拡幅工事に伴う調査—1974年12月 泉崎村教育委員会）

県道白河一母畠線拡幅に伴なう緊急調査。

台地中央部 267m²を帯状に発掘、竪穴住居跡、溝跡、掘立柱柱穴、ピットを検出。遺物は土師器、須恵器、須恵系土器、円面硯、古鏡、植物種子を検出。

昭和49年度 10月21日～11月22日（閑和久遺跡Ⅲ 1957年3月 福島県教育委員会）

遺跡の南西部を調査、有礎建物跡3棟、3溝跡2条、井戸跡1基、竪穴住居跡1棟を検出。調査地区西方、南方で検出された大溝跡は郡家の四至を区画する可能性が考えられ、一辺は2.5～3町と推定された。

昭和50年度 10月20日～11月22日（閑和久遺跡Ⅳ 1976年3月 福島県教育委員会）

遺跡の東南部を調査、有礎建物跡4棟、掘立柱建物跡9棟、竪穴住居跡1棟、大溝跡2条、小溝跡2条を検出された。東南隅では大溝のコーナーが検出され、東西は2.5町であることが判明した。

昭和51年度 10月20日～11月20日（閑和久遺跡Ⅴ 1977年3月 福島県教育委員会）

遺跡の東辺部を調査、掘立柱建物跡4棟、大溝跡3条を検出。大溝は郡家跡東辺を区画するものと考えられ、3時期の変遷が認められた。

昭和52年度 11月1日～12月3日（閑和久遺跡Ⅵ 1978年3月 福島県教育委員会）

台地中央部、東縁部を調査、掘立柱建物9棟、1本柱列1基、大溝2条、小溝1条、竪穴住居跡2棟、ピット等が検出された。大溝のうち東縁部のものは郡家の東縁を区画するものと考えられた。遺跡の規模は南北が3町を越えることが判明した。

第2節 調査経過

昭和53年度の調査は遺跡の北辺を区画する施設を検出し、郡家の四至を決定する目的で開始された。

調査頭初、遺跡の北辺も東、南辺、西辺の一部と同様に大溝により区画されて可能性が強いと考え、その位置が郡家南辺の大溝から3町半か4町付近にあるものと推定して発掘調査を開始した。

第1トレンチ

南辺の大溝から3町半の線にかかるように、R区のL B～LM-69区に3m×36mのトレンチを設定した。遺構は地表下40cm～50cmの黒色土（L-3）及び一部黒褐色の積土に掘り込まれており、トレンチ中央よりやや東寄りに南北に並ぶ掘立柱列がほぼ一直線に15本以上検出された。遺溝検出面は黒色で、柱穴の埋土も、若干のローム粒を含んだ黒褐色～黒色土であり、遺構の切り合いの確認にはかなり手間取ったが、この柱穴群の南半部では4時期の切合があり北半部では1～2時期の部分に分れる数棟の建物跡であると推測し、建物跡の全体を検出するため、トレンチ東側のLF～LM-68区、LH～LM-67区を拡張した。

東側に拡張した部分からは最初の柱穴列に対応する柱穴は検出されず、柱穴列の東側に添うようすにSD65溝が検出され、この溝の東肩は3ヶ所にわたり円形のビットSK62～64により切られている。さらにSK65溝は古い時期のSK66溝を切って作られていることも判明した。SD65溝はLM-68区で東に向って曲り末端はSK64ビットに切られている。

SD66溝はこの付近から西に曲り、柱列の北端部を「U」形に囲むような形を呈しており、これらの溝は柱穴列との関連が強いものと考えられ、柱穴列も1本柱列であり、柵的性格のものである可能性が強くなった。さらに昨年調査の周辺に溝を伴なう建物とされたSB47・48もこの一本柱列SA72のほぼ延長線上にあり、その中間には、昭和49年の「県道拡幅工事に伴なう調査」の第3トレンチ西半部の土壠状遺構、柱穴、大溝跡も位置しており、これらの東側に溝を伴なった柱穴群は一連のものであり、長大な柵列的なものである可能性が出てきた。

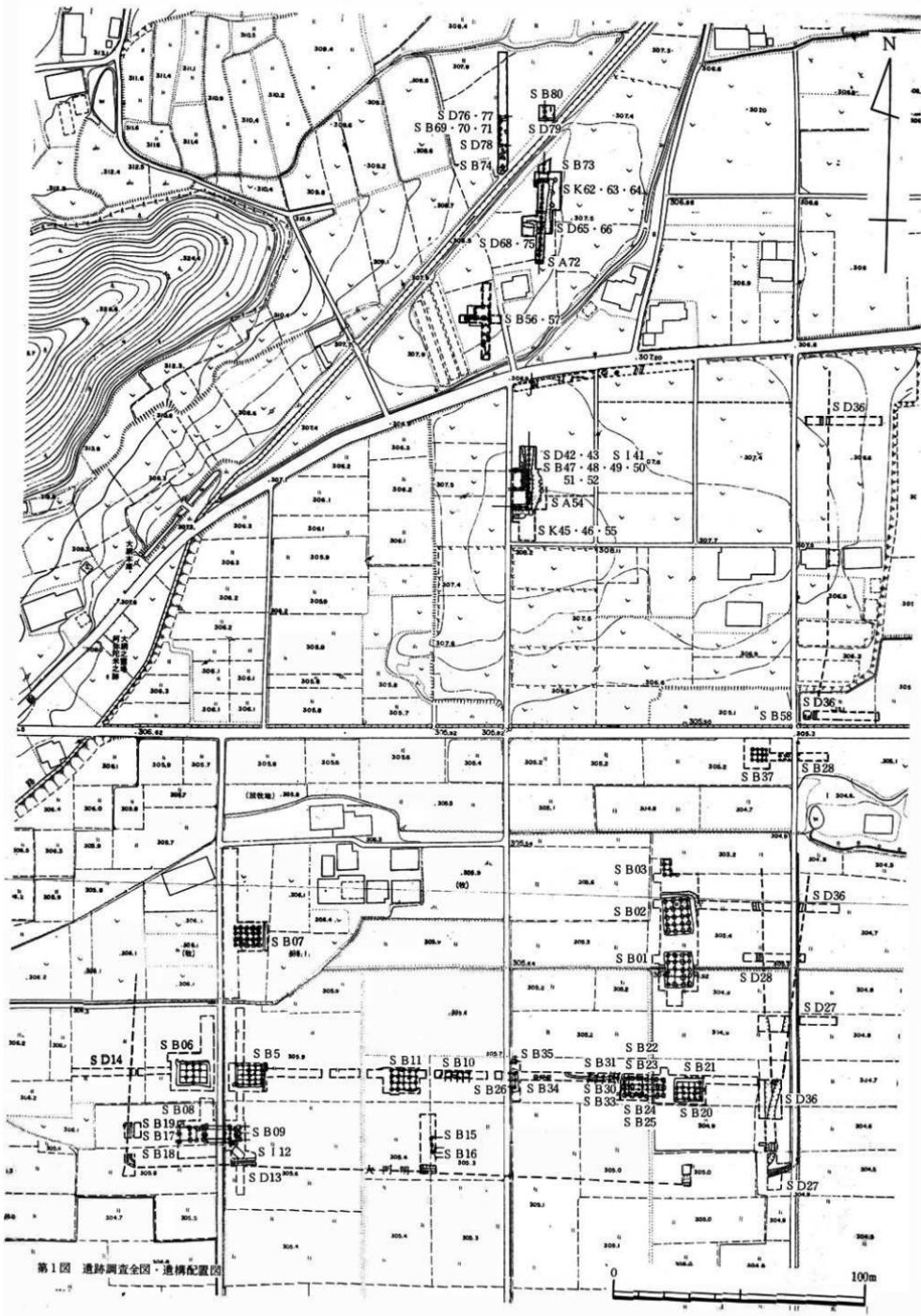
さらにSD66が曲る付近のLM～LN-68～69区を拡張し精検を行なったところ、溝を切って南北10尺、東西5尺+5尺の4脚門が検出された。切り合いから見てこの門は柱穴列の最も新しい時期のものであることが判明した。しかもこの門に柱穴列が取り付く部分のみが柱間が10尺でそれまでの平均6尺より長くなっている、4脚門以前にも何かの施設があったものと推定される。

また、SA72柱穴列はLB～LF-69区の間は4期の切合があり、それ以北のLG～LN-69区では1～2期であるが、LF～LM-68区を拡張した結果これら柱穴列は東に折れる可能性は無くなかった。しかし、4期の切合のある部分から西に折れる可能性は残っていたのでLE～LG-70～71区を拡張したところ、SA72、SD66より古い時期の東西に走る溝SD75が検出され、その溝はSD66より東側にも延っていることが確認された。また、LE～LF-70区にかけて南北に走り、SD75を切って西に折れる溝が検出されている。

第2トレンチ

第1トレンチで都家の北辺を区画する施設は検出されず、都家内であることが確認されたので、都家南辺の大溝より4町の線を含むLM～MJ-74区に第2トレンチを設定した。発掘は都家南辺より4町にあたる付近のMG～MI-74より南に向って開始されたが、MD～MI-74区からは遺構・遺物は全く検出されなかった。

遺構・遺物はLB～MB-74区より集中して検出され、L～MA-74区では3期の切合のある掘立柱柱穴群、それと切合った溝跡が検出されている。これら柱穴群は南北5間、東西2間以上のトレンチから東側に拡がる官衙風建物SB69、南北2間でトレンチから西に拡がる建物SB



第1図 遺跡調査全図・造構配置図

70・71、S B69に切られた溝S D76・77が検出された。この溝は第4トレンチのMA-68~69区を東西に走る溝に続くものと考えられる。

L O~L Q-74区からも柱穴、溝が検出されているが、これらの組合せ等については不明である。

LM~LO-74区では3期~7期の切合のある掘立柱柱穴群が検出され、そのうち一組は南北3間、またはそれ以上になる建物S B74となるらしい。

第3トレンチ

今年検出されたSA72柱穴列と昨年度検出されたSB47・48との関連をたしかめるため、昨年度の第2トレンチの北側のJO~JQ-70~71区にトレンチを設定して調査を行なった。その結果SB47・48の柱穴はさらに北に4間以上伸び、南北12間以上となり、さらにSA72同様に柱穴の東西両側に溝が並行して走っているので、建物跡よりは1本柱列の東南コーナー部と考えられることが確認された。

第4トレンチ

SA72の北の延長を検出するためにMA~MB-68~69区にトレンチを設定して発掘したところ、MA~MB-69区から南北に並ぶ3個の掘立柱柱穴と、南側の柱穴の一部を切って東西に走る溝跡が検出された。この溝跡はMA-47区のSD76に続くと考えられるが、掘立柱柱穴群はSA72の延長からすると1.5m~2m程西にずれ、柱間も長くなつておらず、SA72とは別の建物跡と考えられた。

第3節 調査日誌

昭和53年10月25日（水） はれ

調査事務所用テント設営、発掘地区付近草刈り。基準杭No52（N28.170m, W67.382m）、No53（N28.170m, W71.792m）、No54（N96.061m, W71.792m）、No55（N 102.000m, W71.792m）、No56（N 126.317m, W71.792m）、No57（N 152.957m, W71.792m）、No58（N 152.957m, W77.855m）、No59（N 186.000m, W77.855m）、No60（N 186.000m, W63.000m）、No61（N 186.000m, W57.000m）設定。

10月26日（木） はれ

基準杭No62（N 219.000m, W57.000m）設定、第1トレンチ（R区LB~LM-69）設定、表土（L-1）、L-2掘り込み。検出面確認、柱穴検出。

10月27日（金）

基準杭No63（N 216.000m, W77.855m）、No64（N 240.000m, W77.855m）、No65（N 267.000m, W77.855m）設定。第1トレンチ掘り込み、精査。

10月30日（月） はれ

第1トレンチ精査。第2トレンチ（LM~M1-74）設定、MF~MH-74区掘り込み。

10月31日（火） はれ

第1トレンチ精査、柱穴切合確認、略測図作成。第2トレンチ、LT~ME、M1-74掘り込

み。

11月1日（水） はれ

第1トレント、柱穴掘り込み、切合確認。第2トレント、LM～LS-74掘り込み、造構確認面検出、一部精査。

11月2日（木） はれ

第1トレント、柱穴掘り込み、切合確認、トレント東側のLF～LM-68、LI～LM-67区設定、掘り込み。第2トレント精査。

11月6日（月） はれ

第1トレント、柱穴掘り込み、切合確認、拡張部掘り込み。後藤委員・鈴木委員指導。

11月7日（火） はれ

第1トレント、柱穴切合いの精査、柱穴東側より南北に走る溝跡検出。

11月8日（水） はれ

第1トレント、柱穴掘り込み、溝の一部掘り込み、溝を切るピット検出、精査。第2トレント、LM～LO-74区精査掘立柱柱穴検出。

11月9日（木） くもり一時雨

第1トレント、柱穴掘り下げ完了、LL～LM-70区拡張。第2トレント、LM～LO-74区精査、柱穴切合いの確認。

11月10日（金） くもり

第1トレント、溝掘り込み、全面精査、写真撮影。第2トレント、精査、柱穴掘り込み。JN～JO-70～71区に第3トレント設定。

11月13日（月） 雨

野外作業中止、図面検討、造物水洗い。

11月14日（火） くもり

第1トレント、北端部精査、切合確認、レベル原点移動No.60杭（標高 308.183m）、No.63杭（標高 308.434m）、LE～LG-70～71拡張。第2トレント、柱穴掘り込み、切合確認。第3トレント、表土剥離完了、造構検出作業。

11月15日（水） はれ

第1トレント、柱穴切合の最終的確認、LN-68～69拡張。第3トレント、精査、造構検出。縁袖皿出土。

11月16日（木） はれ

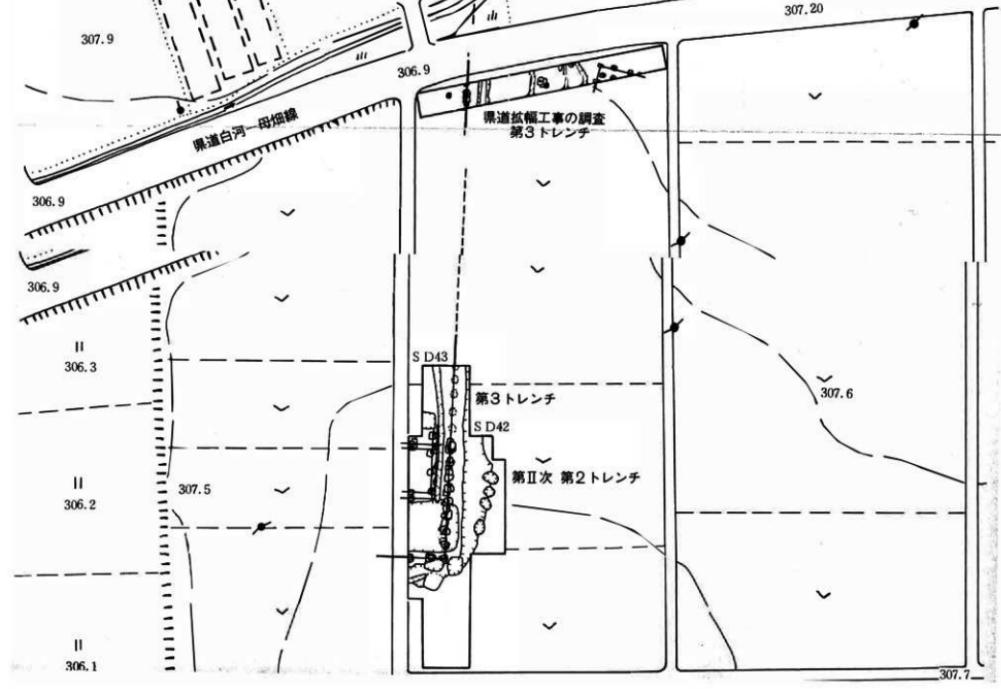
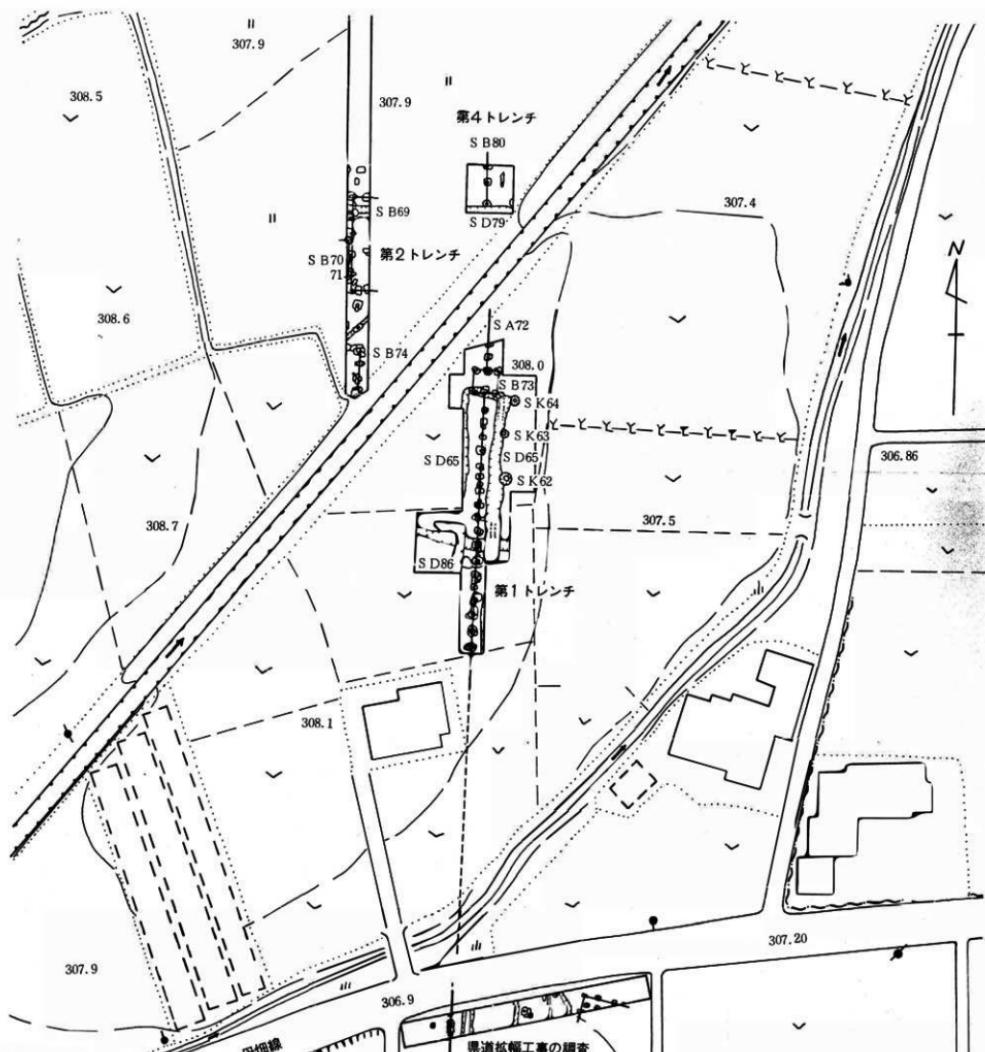
第1トレント、LM～LN-68～69区より柱穴列に取り付く四脚門とその北に延びる柱穴を検出。LE～LG-70に溝検出。第2トレント、LS～MA-74区で建物跡確認。

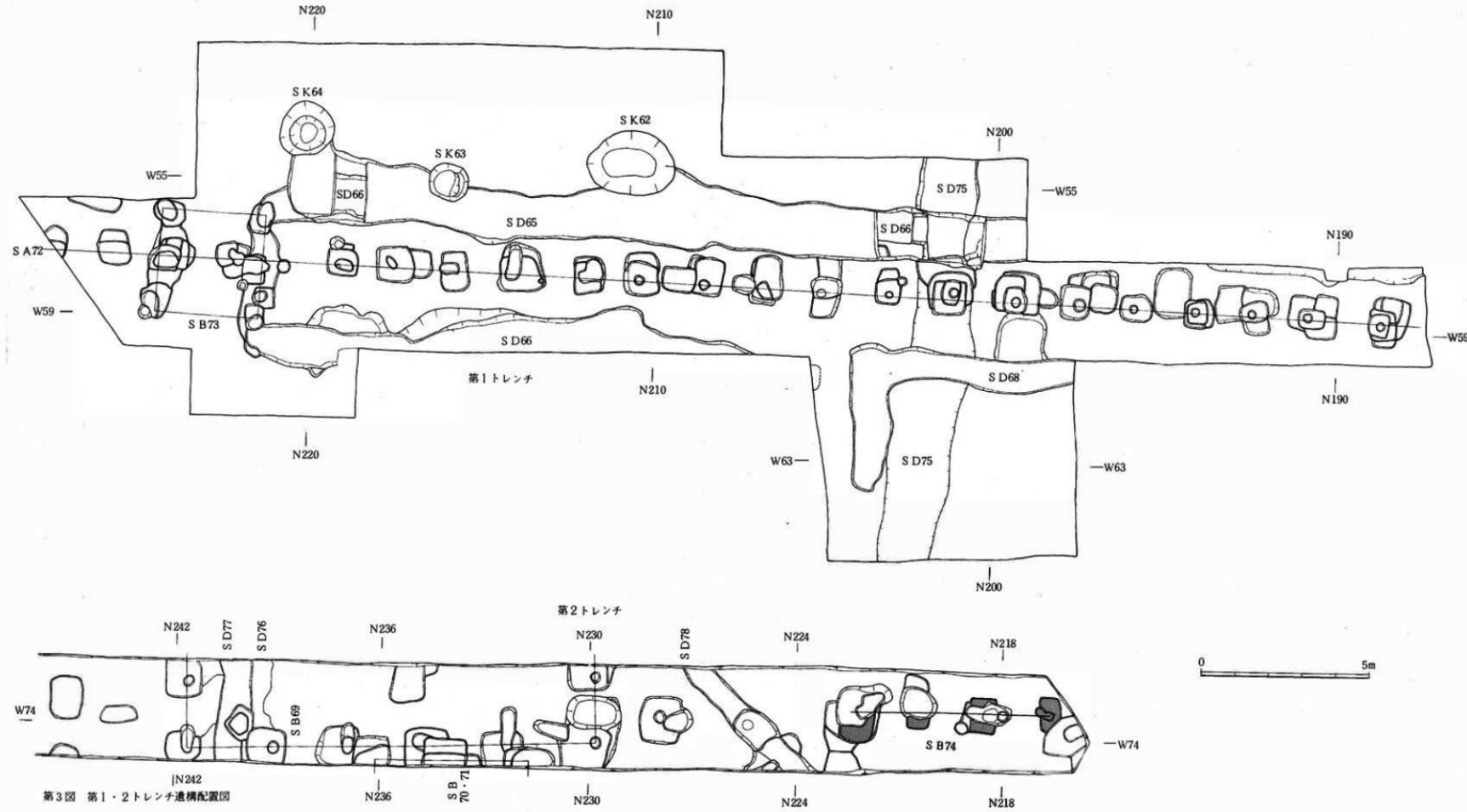
11月17日（金） くもりのち雨

第2トレント、柱穴、溝掘り込み、精査、午後雨のため作業中止。伊東委員指導。

11月20日（月） くもり一時雨

第1トレント、四脚門とその北の柱穴の切合確認。第2トレント、南端部柱穴群の切合確認。





11月21日（火） はれ一時くもり

第1トレンチ、第2トレンチ最終精査、写真撮影。MA～MB-68～69区に第4トレンチ設定、掘り込み。

11月22日（水） はれ

第1トレンチ、遣方設定、精査、実測。第2トレンチ、写真撮影、遣方設定。第4トレンチ、遣構検出、精査、遣方設定。

11月24日（金） はれ

全地区実測、一部写真撮影、一部精査。

11月25日（土） はれ

午前中実測、各委員指導、午後現地説明会、伊東委員の説明あり、その後現場撤収。

11月27日・28日（月・火）補足の実測を行ない今年度の調査を終了。

第2章 発見遺構

第1節 建物跡

(1) S B69建物跡（第4図）

S B69建物跡は第2トレンチ中央よりやや南側（LP～MA-74区）において検出された南北5間、東西2間以上の掘立柱建物跡である。この遺構は粘土化した暗黄褐色ローム層が検出面となっている。

柱間寸法は柱痕間距離で、南北柱列においては北端から南端までで11.48m (2.51m + 2.20m + 2.29m + 2.29m + 2.55m) を計り、平均すると1間が2.37mであり、8尺間隔と考えられる。東西柱列は南側、北側とも1間分のみ検出され、北側で1.92m、南側では1.90mを計り約6尺間隔と考えられる。したがってS B69建物跡は桁行5間（8尺等間）、梁行2間以上（6尺）の南北棟の建物であり、南北柱列線は真北より西に1.5°振れている。

柱穴掘り方は1m～1.4mの隅丸方形を呈し、ほぼ壁は垂直に掘り込まれており、埋土は黄色ロームのブロックを含んだ黒褐色土である。全ての柱穴から柱痕あるいは抜き穴が検出され、柱痕は直径約30cmの円形を呈している。抜き穴は全て掘り方の東側から切り込まれている。

この建物跡の北から1間目の部分から建物とは時期の異なるビット1基、東西に走る溝2条が検出され、これらは建物跡の柱穴に切られており建物より古い時期のものである。また、この建物跡の南辺柱列では、建物跡の柱穴を切るビットが検出されている。

(2) S B70建物跡（第4図）

第2トレンチの西壁に若干隠れる状態で東辺柱列が検出された掘立柱建物跡であり、南北2間で西に伸びるものである。この建物跡はS B69の南北柱列群の柱穴を切っている。柱間寸法は柱痕が検出されていないため明確ではないが柱穴掘り方の中心間で2.20mを計ることができ、約7

尺間隔と考えられる。柱穴掘り方は1m～1.2mの方形であり、ほぼ垂直に掘り込んでいる。埋土は黄色ローム小ブロックを多く含んだ暗茶褐色土である。

(3) S B71建物跡（第4図）

S B70と同位置、同方向に伸びる掘立柱建物跡でS B70を切っている。柱間寸法もほぼ同様であり約7尺と考えられる。掘り方の位置もS B70を大部分踏襲し、大きさも類似しているので、この建物跡はS B70と同一の建物の建替えではないかと考えられる。

(4) S B74建物跡（第3図）

S B74建物跡は第2トレンチのS B69建物跡の南側LM～LO-74区から検出された建物跡であるが、3m幅トレンチの中央部から検出されたため、東西どちらに延る建物かは確認できなかった。

確認できた柱列は南北3間で、北端柱穴掘り方の中心から南端柱穴の柱痕まで約5.4mを計り、柱間寸法は1間1.8m(6尺)と考えられる。しかし、南端の柱穴はトレンチの南はじに当り、さらに南に伸びる可能性もある。

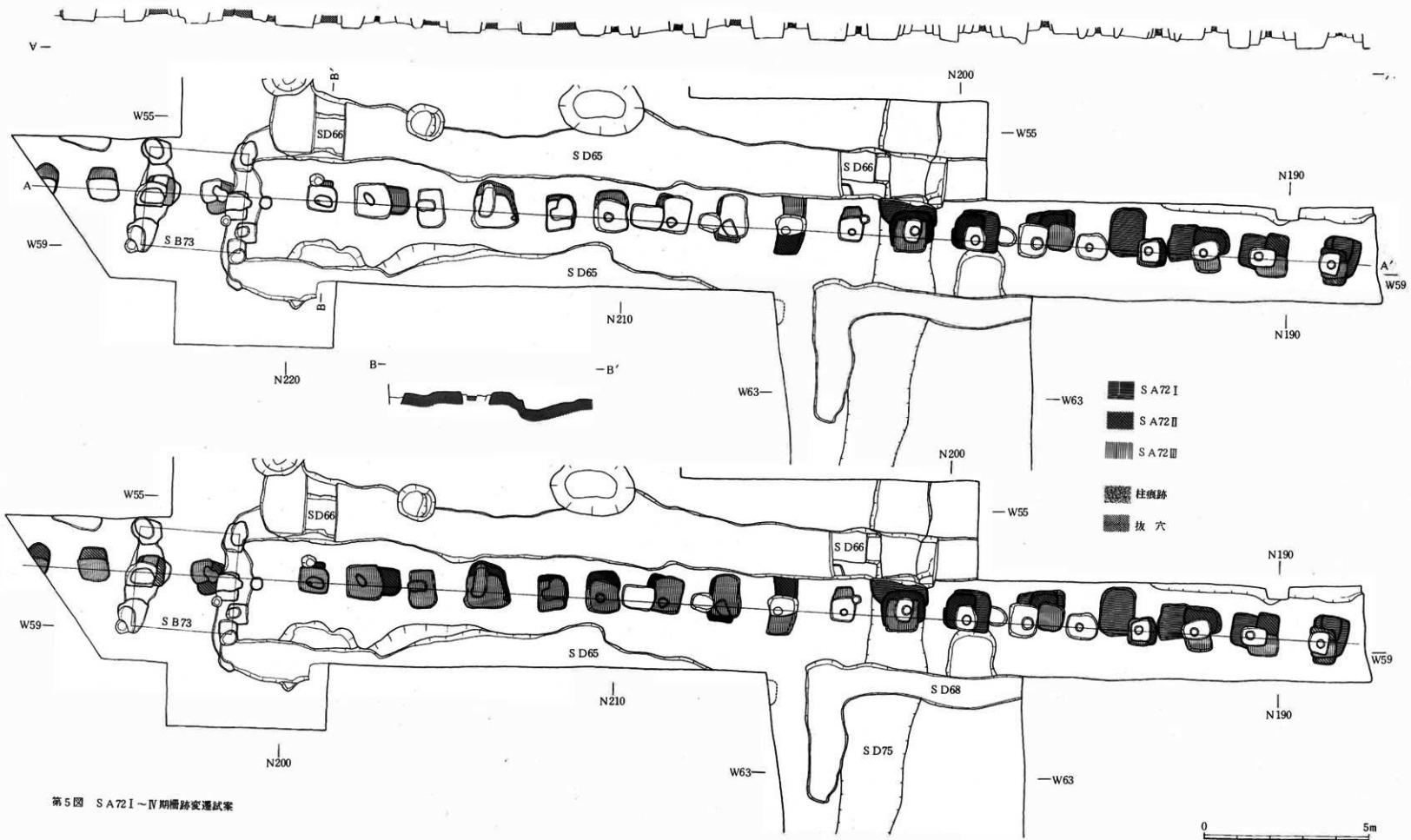
掘り方は一辺60cm～1mの大きさの方形を呈し、埋土は黄色ロームブロックを含んだ黒褐色土である。柱痕は南端の柱穴からのみ検出され、直径25cmの円形を呈する。他の柱穴は新しい時期の柱穴に切られており、柱痕は確認できなかった。

なおS B69とS B74の間から斜めに走る溝とそれを切る柱穴列が検出されたが性格、組合せは不明である。

(5) S B80建物跡（第7図）

第4トレンチのMA～MB-69区より検出された南北に並ぶ3個の柱穴で、南北2間以上の掘立柱建物跡で、南の掘り方の一部はSD79に切られている。柱痕の大きさは25cm～28cm、掘り方は1辺約1.2mの隅丸方形を呈し、柱穴の上には浅い抜き穴が掘り込まれ、そこに河原石が投げ込まれていた。柱間寸法は南北より2.45m+約2.36mで平均8尺と考えられる。

第4トレンチはSA72の北の延長を検出するため設定したものであるが、S B80は位置切合、間尺ともSA72とは異なっており、SA72の延長とは考えられず、別の堀立建物跡と考えられる。



第2節 橋 跡

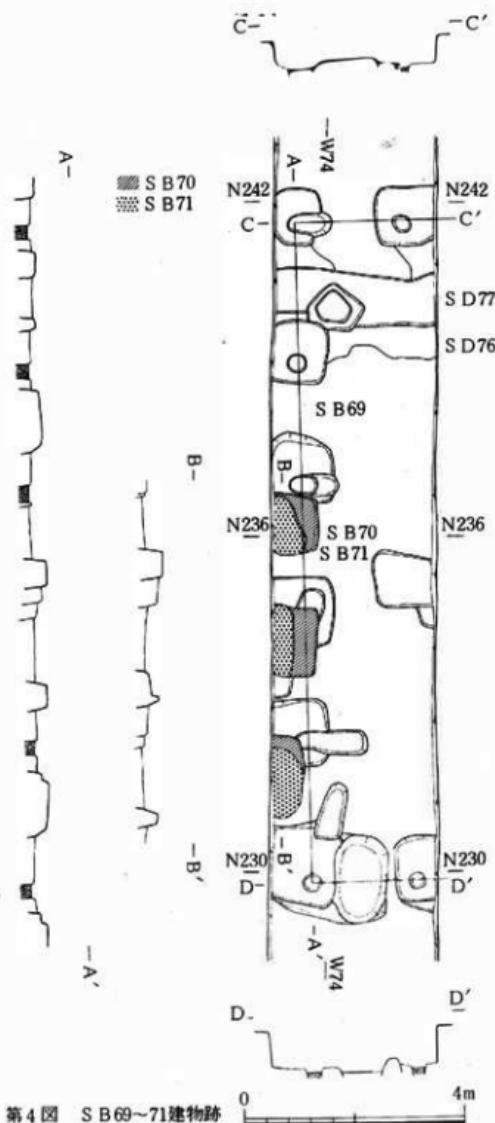
R区—LB69—LN-69に設定した第1トレンチにおいて検出した柱列は、東西両側の調査により溝を伴って統く1本柱列であることを確認した。

柱列確認面は、第1トレンチ基本層序の第3層に相当する黒色土層面であり、柱穴覆土は粒状及びブロック状の黄色ローム土を混入する黒色土、黒茶色土である。柱穴は全て切合いを有しており、トレンチ南側から北側に行くに従って4期→3期→2期とその数を減じている。柱列の柱穴切合いでみられる柱列の長さの変化は、それによる規模の変化が考えられ、遺跡内部の柱列で区画される部分の時期的な変遷を意味しているものと考えられる。柱列の古い順にⅠ期～Ⅳ期として以下に記述する。

S A72Ⅰ～Ⅳ 横跡 (第3-5図)

第Ⅰ期の柱列は、トレンチ南側に検出された4基の切合いのうちで最も古い時期に相当し、LB-69～LF-69まで6分間検出したものである。掘り方は、1辺1m以上の方形あるいは長方形の最も大きなプランを有する。柱穴に柱痕跡は検出できなかつたが、南端の柱穴掘り方にね抜穴が認められた。掘り方の中心で間尺はほぼ7尺である。

第Ⅱ期の柱列は、LB69～LG69に検出されたもので、掘り



第4図 SB69-71建物跡

方は長軸を東西とする長方形を呈する。柱穴中心距離を計ると柱間寸法は南端より $180+200+180+300+240+180+360$ cmと不揃いの様に思われるが、3間目と4間目の数値は実は柱3本のところを2本に置き換えた結果の現象であり、全体的に6尺検討で建て替えたものと捉えることができる。

第Ⅲ期と第Ⅳ期はトレンチ北端部まで続く柱列である。第Ⅲ期はⅣ期の柱列に切られており、L H-69以北ではほとんど掘り方の一部しか検出することができず、また、南端より3間目と4間目はⅡ期と同様の現象が見られる。

Ⅳ期は最も新しい時期の柱列で方位は真北より4°東に振れている。掘り方は方形から長方形まで大小様々であるが、柱痕跡や抜穴が認められる。柱痕跡は平均径約25cmを計る。柱間寸法は南より $210+170+170+180+160+180+180+190+200+170+170+180+(170)+(200)+(170)+(180)+(150)$ とL L-69までの17間の平均間尺は178cmでほぼ6尺に相当する。さらにL L-69検出の柱穴と300cm(10尺)の距離をおいて6尺等間で3間以上北へのびている。これは、Ⅲ期の柱穴と完全に重複しておりⅢ期柱列にも同様のことが言える。この部分を切って四脚門が作られている。また、Ⅳ期柱列は、トレンチ南端より1~10番と12~13番の柱穴に柱痕跡が検出され、それ以外の北側の柱穴には比較的小さな抜穴が付随している。10番目の柱穴を境としてこの様な柱穴の微妙な違いは、さらに掘り方プランの相違とも関連しているようである。この点に関しては後述するとして、北端に検出した四脚門と柱列の関係について述べると、四脚門の中柱の柱穴掘り方が第Ⅲ・Ⅳ期の柱列掘り方を切っており、両者の関係においては四脚門が最も新しい時期のものと考えられる。もちろん、四脚門はこの柱列に付随するものであり、柱列最新期のⅣ期に属するものである。

以上、ここに述べた柱列時期変遷は、基本的な考え方であるが(以下に『第1案』と記す)、この他にもう1つの時期変遷を推定することができる。以下に第2案を記しておく。

第1期については前述と同じであるが、第1案では北端まで延びる柱列の時期をⅢ期・Ⅳ期と考えたが、それを第2案ではⅡ期とⅢ期と考え、Ⅳ期をL G-69までと柱列の規模を縮少した時期と考える。この考えを可能にする要素として、第1には南より10番目の掘り方の南側と北側では掘り方プランに相違がみられることである。南側の掘り方は概して1辺60~80cmの方形で南北に長軸をとる長方形を呈しているものに対し、北側の掘り方は、長軸を東西にとる長さ約1.0~1.1.2mの長方形のプランを呈するものが多い。第2には、同様に南側の掘り方には全て柱痕跡が認められたが、北側では2基を除いて抜穴が付隨すること。第3には柱穴の切り合がⅢ~Ⅳ期ではⅢ期の掘り方をⅣ期が東側から切っており、Ⅱ~Ⅲ期ではⅡ期の掘り方をⅢ期が西側から切っており、このⅡ~Ⅲ期の関係がL G-69以北の柱穴にも見られるなどの点である。

今回の調査からは1案、2案のどちらかの結論は出せないので、両案を併記するにとどめ、今後の調査を待つことにしたい。

この2つの考え方を前提として柱列と溝との関係を述べると、先ず溝の前後関係はS D66はSD65よりも古く、さらにこれら2つの溝と直交するSD75はSD66に切られている。そして、このSD75は柱列の西側で柱列と平行して走るSD68に切られ、溝ではSD75が最も古くに位置づけられる。またSD75は第1期の柱穴に切られていることから本柱列と直接的な関係は持たず、柱列出現以前の溝跡と考えられる。その他の溝は柱列と関係を有するものである。

先ず第1案では、溝幅の広いSD65は第Ⅳ期、SD66は第Ⅲ期に伴うものである。また、SD68はLG69の南より10番目の柱穴部分で「L」字状に西に屈曲している。これは、Ⅱ期の柱列がこの部分で止まり以北には延びを見ない現象と共通しており、SD68をⅡ期の溝として捉えることができる。第2案ではSD65は第Ⅲ期、SD66は第Ⅱ期となりSD68は第Ⅳ期となる。

同様に柱列に付随する四脚門は、第2案では第Ⅲ期に属するものと考えられる。

最後に柱列の規模について述べる。昨年の調査において、本年度調査区の南方約100mのJD～JN-70・71に設定した第2トレンチに検出した遺構の中で、SB47A・B建物跡（南北8間以上×東西2間以上）、SB48建物跡（南北7間以上×東西1間以上）として、北側・西側柱列は調査区外で全体の規模は不明としながらも同一規模で建て替えを行った長屋風建物と推定した柱穴群は、北側を拡張して調査した結果、西に曲る柱穴は認められず、北に直線上に延長することを確認した。したがって、建物跡と考えられたSB47A・B、48建物跡は、東南コーナーをもつ一本柱列であること、さらにその東側に検出したSD42は北側でも柱列に添って続き新・旧の切合をもつ溝であることが判明した。この柱穴列は、今年度の調査で検出したSA72I～IV櫛跡と同一方位をもち、同一直線上に位置するものである。同様の柱穴群を検出したものに昭和49年に泉崎村教委が行った県道拡幅工事に伴う調査がある。この調査で県道に添って設定された第3トレンチにおいて柱穴・大溝・建物跡などの遺構が発見されているが、第3トレンチ西側に位置する柱穴は、南北両柱列を結ぶ直線上に位置する。このことからも本調査で発見された1本柱列の規模は、昨年調査のN85地点から約137m以上の長さをもつ櫛列である可能性が強いと言えよう。

さらに第1トレンチの延長線上北18mの地点に第4トレンチを設定したが、柱列に相当する柱穴は発見できなかった。したがって、柱列は東西いずれの方向に曲るかは今回の調査では確認できなかった。

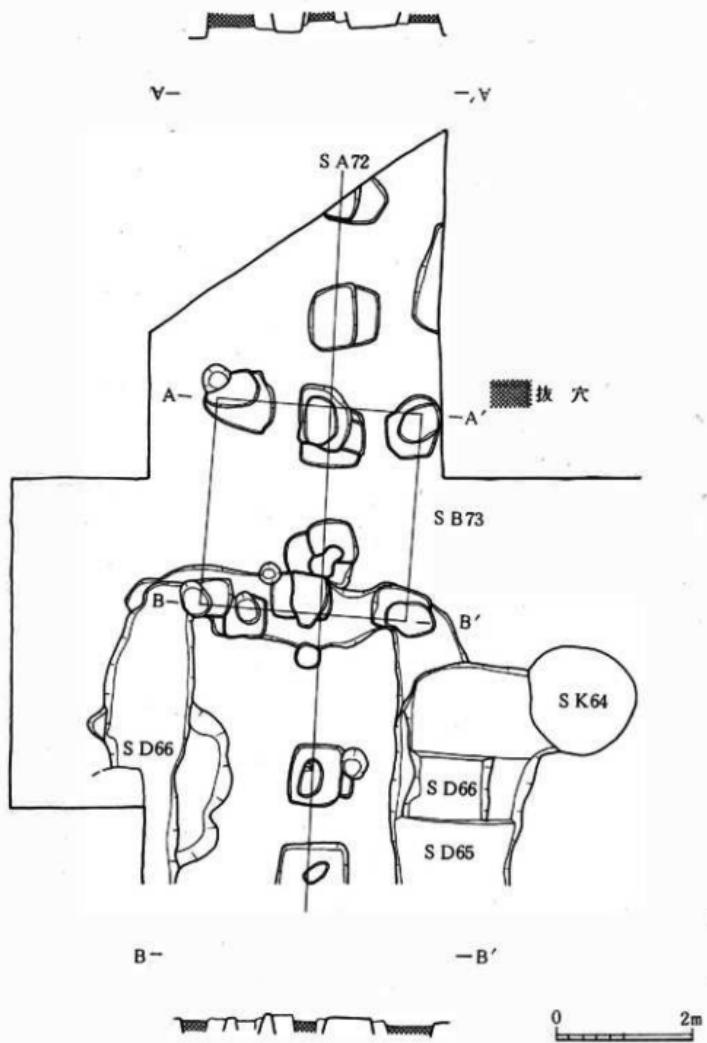
第3節 門 跡（第6図）

第1トレンチ北端部のLM～LN-68～69において、SA72櫛跡に伴う四脚門を発見した。桁行1間（300cm）、梁行2間（150+150cm）の間取りで、柱穴掘り方は1辺80～100cmの長方形で、全てに抜穴が伴うものである。扉がつく中柱の掘り方は、2基の切合を有する柱列の掘り方を切っており、柱列の中心線よりもやや西に寄っている。この四脚門は柱列東南コーナーより130m北に位置している。

四脚門の時期は、前述のようにⅢ期あるいはⅣ期の新しい時期に付随すると考えられる。また、それ以前においてもこの部分には、柱列に添って走る溝跡はみられず、6尺等間で続く柱列間尺もこの部分だけは10尺の開きを有し、簡単なくぐり門のようなものが設けられていたと推察されることからも、出入口としての性格を有していたと考えられる。

第4節 溝 跡

第1トレンチからSD65・66・68・75の4条、第2トレンチではSD76～78の3条、第4トレンチではSD76か77の延長と考えられるSD79、第3トレンチでは昨年調査のSD42・43の北の



第6図 S B73門跡

延長が検出されている。

S D65 (第3・5図)

L F～L M-68区より検出された溝跡で、S A72柱穴列に沿って南北に走っており、溝の西肩の一部はL B～L C-69区の東端部にも検出されている。L G-68区では上幅1.4m、下幅1.28m、深さ22cmを計り、S D66溝の上端部を掘広めるような形でS D66を切っている。L F～L G-68～69区ではS A72の第Ⅰ期及びⅡ期の柱穴掘方及びS A72以前のS D75を切っている。したがってこのS D65の時期はS A72のⅢ～Ⅳ期もしくはそれ以後の時期と考えられる。しかし、この溝の北端は四脚門の東面をあけるような形でL M-68区で東に曲り、S K64に切られて終っているので、四脚門の用いられていた時期の溝であると考えられる。この溝の東肩はS K62～64の3基の土塹に切られている。

S D66 (第3・5図)

L F～L G、L L-68区のS D65を掘り込んだ下から検出された溝跡で、L M-68～70区では「U」形に曲りS A72の一部を取り囲むような形を呈し、その末端は南に下ってL G-70区とL H-70区の中間で止まっている。この溝跡はL M-68～70の屈曲部ではS A72の第Ⅱ・Ⅲ期もしくは第Ⅲ・Ⅳ期と四脚門の柱穴で切られている。またS A72とほぼ並行して走っており、第Ⅰ期とは切合いがないことからS A72の第Ⅰ期の時期のものである可能性が考えられる。

S D68 (第3・5図)

L E～L G-70E、L G-71区より検出された溝跡でL E～L F-70区ではS A72と並行して南北に走りL G-70区でほぼ直角に西に曲りL G-71区で止っている。L F～L G-70～71区ではS D75を切っており、S A72の第Ⅱ時期のものである可能性が強い。上幅はL G-70区で1.2mである。

S D75 (第3・5図)

.. L F-68～L G-71区にかけて発見された東西に走る溝跡で、S D65、66、S D68の各造構に切られており、第Ⅰトレンチの造構では最も古い時期のものであるが、時期を示す遺物は検出されなかった。L F～L G-70、L G-71区では最上層の堆積は黄色ローム混り土であり、この部分で最大幅は1.85mを測る。

S D76・77 (第4図)

L T～MA-74区から検出した東西に走る溝跡で、両溝ともS B69より古い時期のものである。両溝には切合があり、S D77をS D76が切っている。新しい方のS D76の上幅は95cmを測る。

S D78 (第3図)

L O～LD-74区より検出された溝跡であり、S B69と74の間の柱穴に切られている。溝全体の検出、掘り込みは行なわなかったため、長さ、深さ等は不明であるが、方向は南西から北東に走り、幅は72cmを測る。

S D80 (第7図)

MA-68～69区の南半分より検出された東西に走る溝であり、その北の肩はS B80の南の掘り方の一部を切っている。

この溝を西に延長すると、第2トレンチのS D76・77にぶつかるのでこのS D80はS D76か77の東の延長である可能性が強い。幅、深さ等は全掘しなかったので不明である。

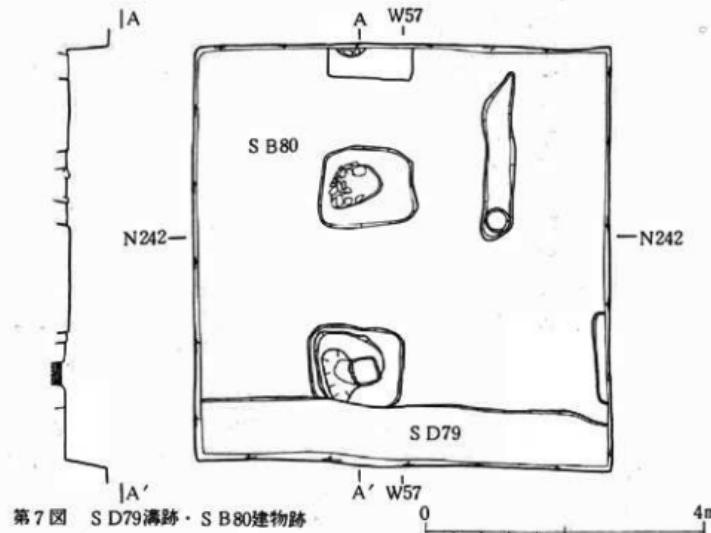
第5節 土坑

S K62・63・64（第8図）

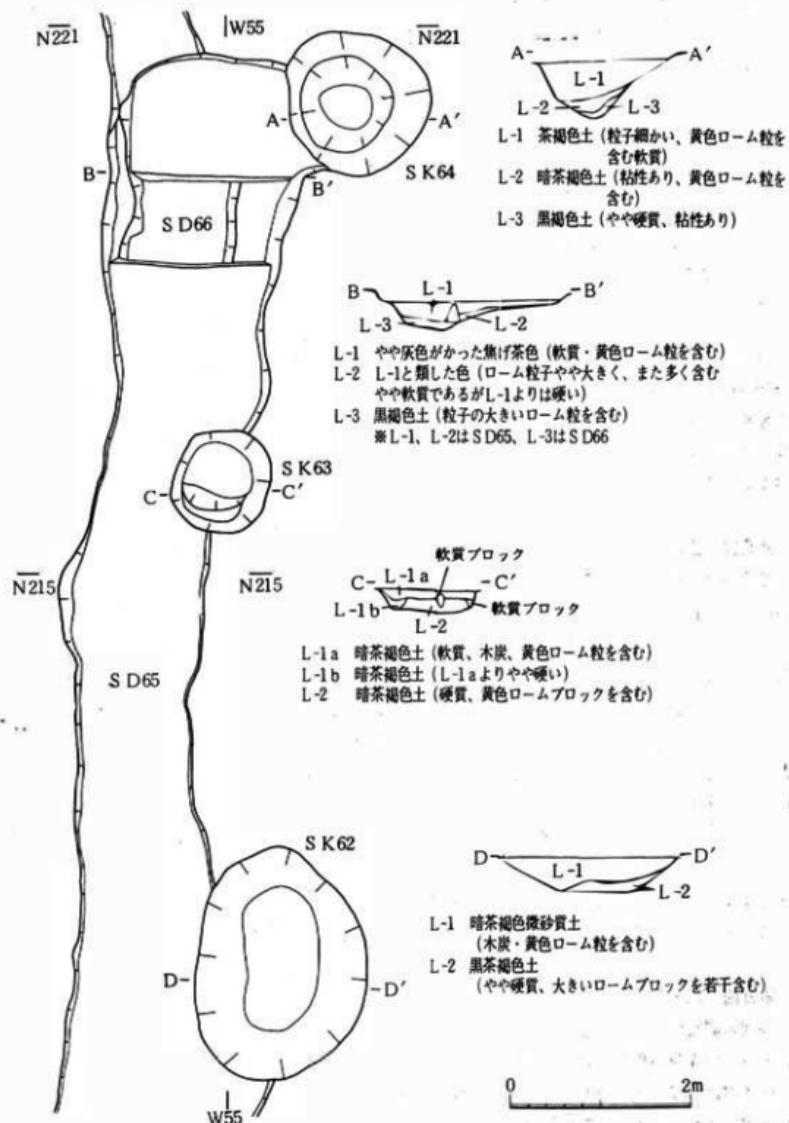
S K62は第1トレンチ中央部のやや東側によった所にS D65を切って検出された土坑である。南北長128cm、東西長94cmの南北に長い楕円形を呈し、深さは約40cmを計る。壁はなだらかに落ち、底部は楕円形を呈する。土坑内の覆土は上層が暗茶褐色土、下層が黒茶褐色土である。覆土中より回転ヘラケズリの内黒土師器杯片・平瓦片が1点出土している。

S K63は第1トレンチ中央部、S K62の北に検出された土坑で、S D65を切ってつくられている。長径58cm、短径52cmの円形に近い楕円形を呈し、深さは26cmを計る。土坑内の覆土は上層がやわらかい暗茶褐色土で、下層がややしまった暗茶褐色土である。覆土中より須恵器壺破片2点が出土している。

S K64は第1トレンチS K64のやや北東に検出された土坑で、S D65が東に曲った先端をこの土坑が切っている。径79cmのほぼ円形を呈し、深さは65cmを計る。壁は上端よりゆるやかに落ち、途中で急な角度をもって落ちこんでいる。底部は径25cm程の円形を呈する。土坑内の覆土は上層より茶褐色土、暗茶褐色土、黒褐色土に分かれる。覆土中より遺物は出土しなかった。



第7図 S D79溝跡・S B80建物跡



第8図 SD 65・66溝跡 SK 62・63・64土坑

第3章 出土遺物

第1節 瓦 (第9・10図)

今回の調査では瓦は総数74点が検出され、量的には少なく1～5次の平均の約半分以下となつておらず、同じく遺跡北半部を中心とした調査を行なった昨年の第6次の31点につぐ少なさである。

内訳は軒丸瓦(硯に転用)1点、丸瓦8点、平瓦65点で、これらは全て破片である。平瓦の類別では第1類6点、第2類4点、第3類2点(?)、第5類35点、第7類2点、不明16点となっている。

第1表 平瓦分類表

	第1類	第2類	第3類	第5類	第6類	第7類
凸面	ロクロ目	縁ヘラ削り	不定方向ナデ 縁ヘラ削り	繩目タタキ	ヘラ削り	格子目タタキ
凹面	布目、模骨痕	ロクロ目	布目、模骨痕	布目、模骨痕	ヘラ削り	布目、模骨痕

各トレンチ遺構別ではSK-62土坑第1層中より第1類平瓦(第9図-4)、SA-72のLE-69区の第IV期の掘方中より第5類平瓦、LG-69区の柱穴上面より第7類平瓦(第9図-7)が検出されている。それ以外の瓦は全て遺構を履っている堆積土中より検出されており、第1、第2トレンチとも、第1、2、3、5、7類を出土しており、特定のものが集中する傾向は見られなかった。

第2節 土器 (第11・12図)

遺構内より検出され、形態、特徴の判明したのは土師器杯1点のみで、LG-69区のSA-72の柱穴より検出されている(第11図-8)。この土器は口径10.0cm、底径5.4cm、深さ3.7cmを測るロクロ調製の杯で、外面は全体に人念なミガキが加えられているが、底面では範切りの痕跡が観察できる。内面はミガキと内黒となっているが、一部にウルシ状の付着物が見られる。

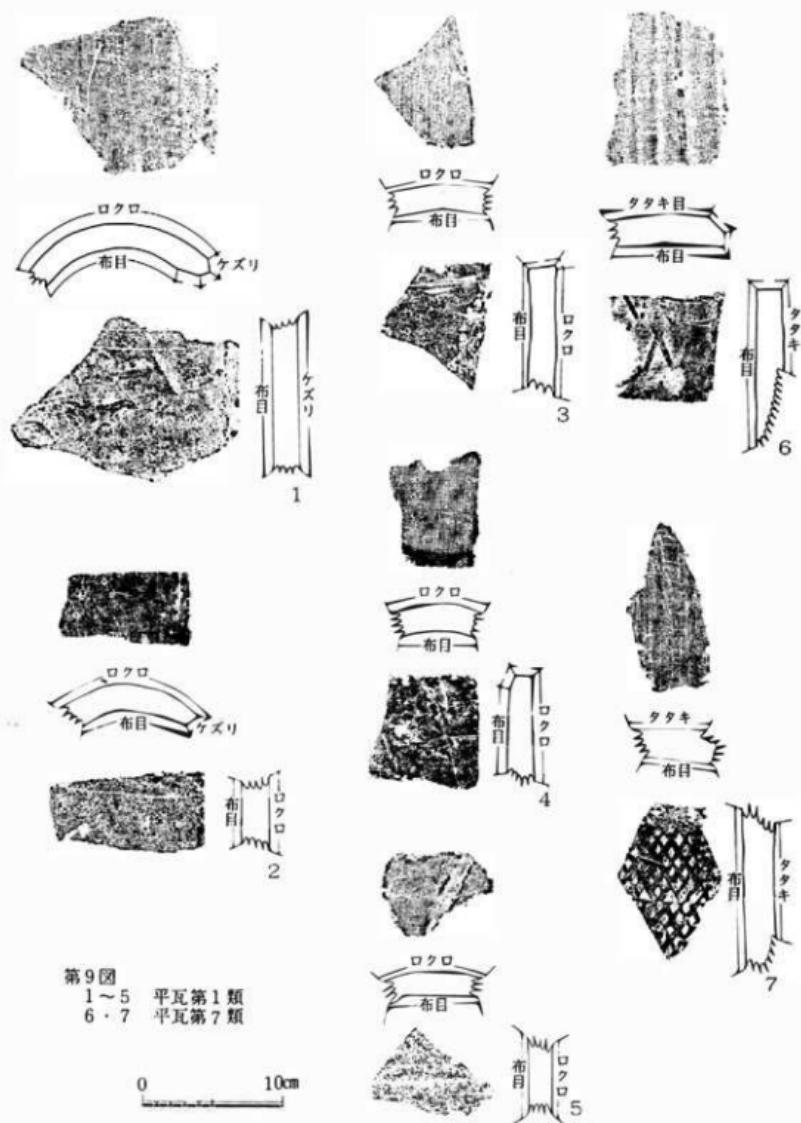
その他に形態の判明したものとしては須恵器では蓋2点(第11図-4、5)、杯(?)1点(第11図-6黒書あり「@」カ?)があり、杯には底面に範切の後手持範削りが加えられている。土師器では両面黒色の蓋(第11図-7)、ロクロ調製の杯2点(第11図-9・10)、大鉢1点(第11図-13)、甕1点(第12図-1)があり、9の土器は切離し後体下部から底部全面に手持範削り、10、13の土器は回転範削り再調製が施されている。この大鉢には「太田」の墨書がなされ、他にも「郡」「田」の墨書の見られる土師器の破片がある。これらは最初に述べた土師器以外は全て遺構を履う堆積土中より検出したものである。

なお第3トレンチの第2層中からは縁釉陶器の台付皿の破片が検出されている(第11図-3)。

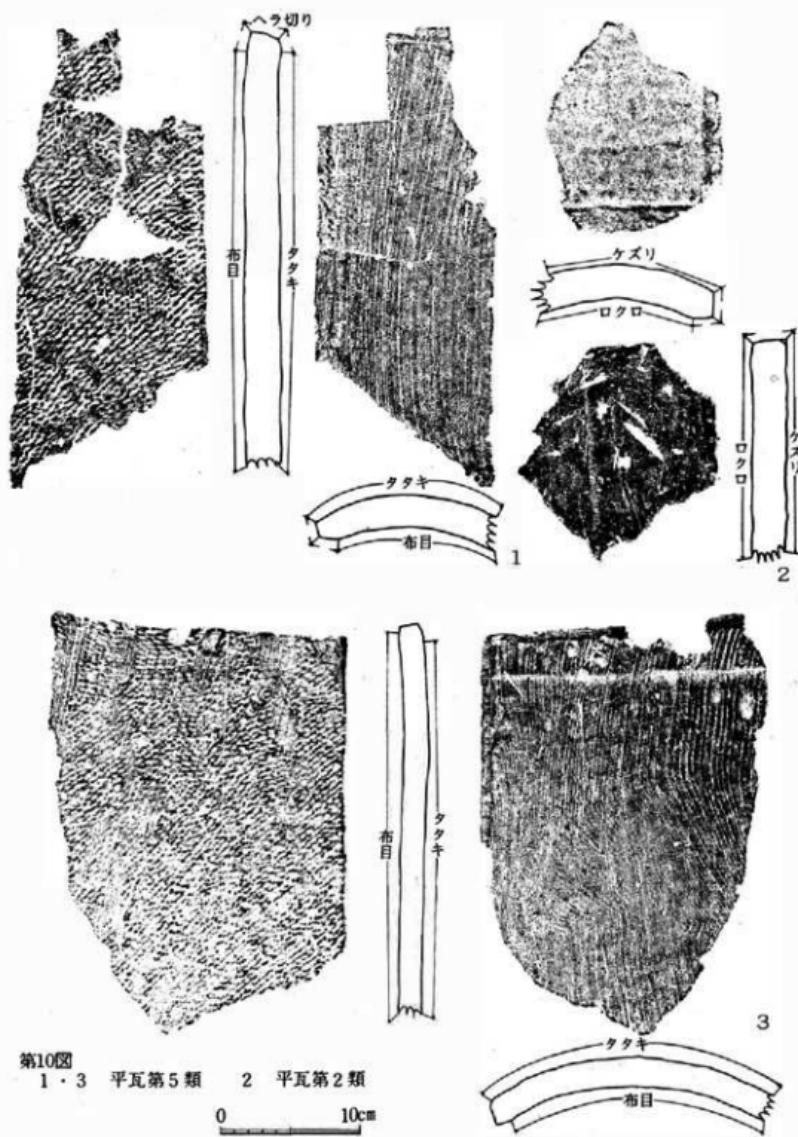
第3節 砥・その他 (第11・12図)

今回の調査では砥は2点検出されており、1点は軒丸瓦を用いた転用砥(第11図-1)で、他の1点は円面砥の脚部(第11図-2)である。

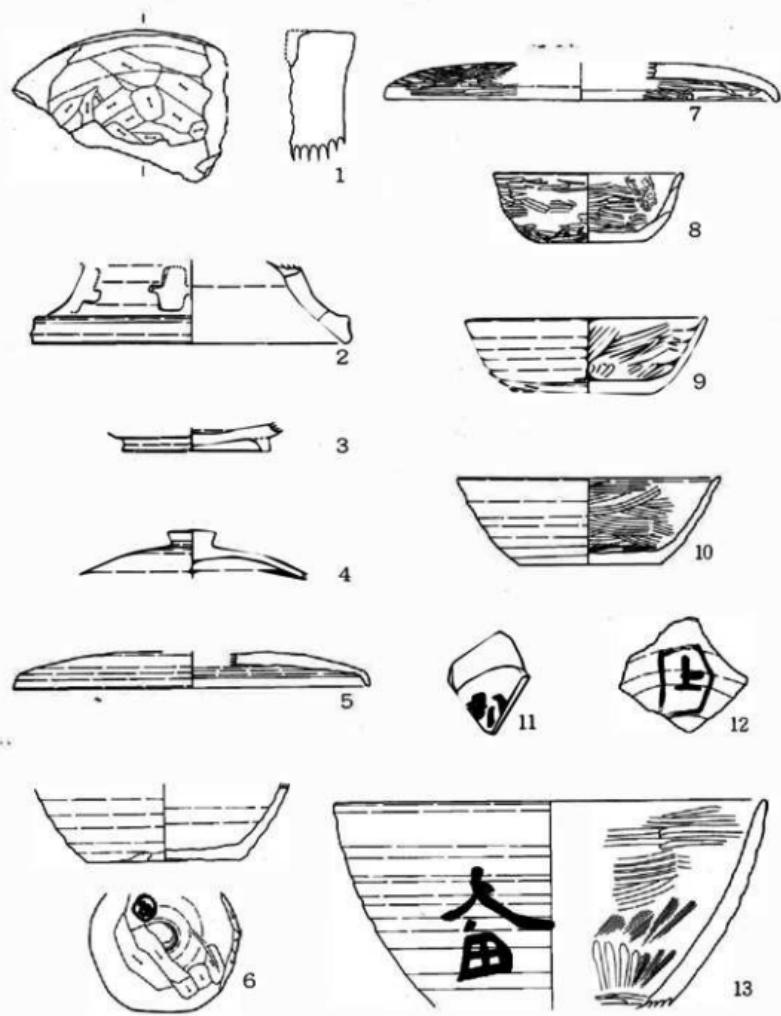
転用砥は直径20cm前後の軒丸瓦が用いられており、厚さが縁辺部で3.5～4cm、中心部で3cm前後と推定され、瓦当面の裏を砥面として用い、研磨痕や墨痕が見られる。表面は文様が打ち欠か



第9図
1~5 平瓦第1類
6·7 平瓦第7類



第10図 1・3 平瓦第5類 2 平瓦第2類



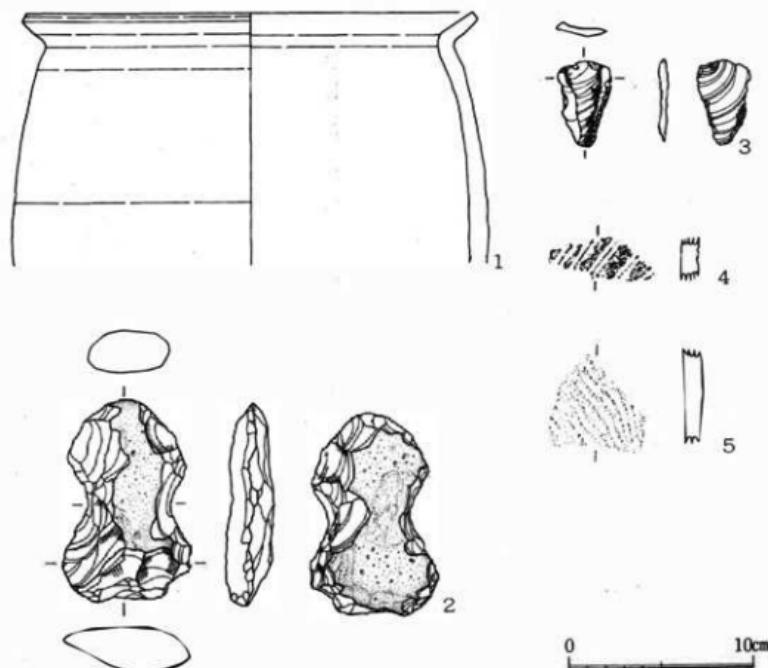
第11図 1 転用窯 2 円面窯
3 緑釉陶器 4・5 須恵器蓋
6 須恵器杯 7 土師器蓋
8~10 土師器杯
11・12 墨書き土師器片 13 土師器大鉢

0 10cm

れ小さい凹凸のある面となっている。

円面鏡は脚部の破片で、最大径約17cm、脚部の高さ4~4.5cmと推定され、十字形の6個のスカシが付けられていたと考えられる。

その他の遺物としては打製石斧（第12図-2）、スクレーパー（第12図-3）、弥生式土器（第12図-4）縄文式土器（第12図-5）などが検出されている。



第12図 1 土師器甌 2 打製石斧 3 スクレーパー
4 弥生式土器 5 縄文式土器

第4章 考 察

第1節 遺跡の規模

昭和49年度の調査で遺跡の西辺および南辺を区切る大溝（SD13・14）および両者の接点を発見した時、われわれはこの遺跡の大きさを方約3町（327m）と想定、その周囲に大溝がめぐらされているものと考えた。（注1）方形としたのは古代の地方官衙の敷地には方形のものが多かったからである。翌50年度の発掘で遺跡の南辺を東西に走る大溝（SD13）の東端を発見して、遺跡の東西の長さが250m（2町20間）と確定した。南北の長さもこれと同じで、一辺250mの方形をなすものと想定し（注2）これを確かむべく、北辺の境界を探したのであるが、その推定が誤りであることは昨昭和52年の発掘調査で明らかになった。52年度の発掘においては北辺の大溝を求めて、南辺から250mのところにトレンチを設定したのであったが、そこには掘立柱の建物SB47・48・49・50があり、さらにその北方約70mのところにも2棟の掘立柱の建物跡SB56・57があることが明らかになって、遺跡は方形でなく南北に長い長方形をなすものであることが判明した（注3）。本年度の調査の主要目的は遺跡の北方を区切る施設を発見してこの遺跡の範囲を決定することにあった。遺跡の範囲が確認されないので将来の調査計画、保存計画の立てようがないからである。

本年度の調査では南辺の大溝から北420mのところまでトレンチを入れたが、そこにも掘立柱の建物跡SB69・70が存在しており、遺跡はなおも北方に拡がっていることが明らかになった。しかしあと50mも北に行くと台地上の平地は盡きて一段高い傾斜地となり建物があったとは見られない。したがって遺跡の北限はもう近いであろうが、本年度の調査の結果としては遺跡の大きさは東西250m、南北420m+αとしておくより他に途がない。これは当時の尺度に直して東西2町20間（250m）、南北4町（436m）を見るべきであろう。計画としては東西2町半、南北4町であったかも知れない。日本でこれまで発見されている郡家跡の中で最大のものである。この全体の周囲に南北で見られたような大溝がめぐらされていたかどうかは未決の問題である。北方地区の遺構がSA71のような柵で囲まれていた場合も考え得るからである。

注1 福島県教育委員会「閑和久遺跡Ⅲ」

1975年3月

2 福島県教育委員会「閑和久遺跡Ⅳ」

1976年3月

3 福島県教育委員会「閑和久遺跡Ⅴ」

1978年3月

第2節 遺構・遺跡の性格

閑和久遺跡の発掘は着手以来今年で7年になるが、1年間に1ヶ月、休日を差引くと実勤24～25日の発掘であるから調査済みの面積はまだ狭く、全体を解明出来るまでには至っていないが、

これをもって奈良・平安時代の陸奥国白河郡家の跡とするわれわれの想定は本年の発掘によっても動かないのみならず、ますます強められるに至った。

遺跡の大きさは前節に述べたように東西2町20間、南北約4町の南北に長い長方形である。この地域からすでに42棟（昨年度発掘のS B47A、47B、48は本年度発掘の柵列S A72の延長である可能性があるので一応除いた）の建物跡が発見されている。内部の発掘が進めばもっと多数の建物跡が発見されるであろう。

これらの建物跡には重複しているものがあるので、すべてが同時に存在したとは言えないが、方向に統一性があって、柱筋が大体真南北あるいは真東西に通り、それから4°以上偏っているものはない。これだけ広い地域にある42棟の建物の方向に統一があることはこれらの建物が1つの企画にしたがって建てられたものであることを示している。

企画性は建物の配置にも見られる。関和久遺跡で発見された42棟の中、13棟はいわゆるベタ柱の倉庫風建物であり、しかも附近から焼米が出土しているので米倉すなわち正倉と思えるものである。正倉はすべて遺跡の南半を占める平地にあり、遺跡の北半を占める台地上の上には見出せない。これは昨年度の調査の結果として指摘したところであるが、本年度の調査でも同じであった。また瓦も南半部の平地からは沢山出るが、北半部の台地上からはほとんど出ない。焼米も台地上ではまだ出ていない。建物の機能・用途によってその置かれる場所がちがっていたようである。

建物配置の企画性は寺院や国府にも見られるところであるが、関和久遺跡に見られる建物配置の企画性は寺院や国府とはちがっているのであって、それは多賀城廃寺（注1）や陸奥国分寺（注2）に見られる奈良時代の伽藍配置、また陸奥国府であった多賀城（注3）、平安前期の出羽国府跡と推定されている城輪柵跡（注4）の建物配置と比較して見ればすぐわかる。地方で寺院、国府以外でこれだけの広さを持ち、計画的に造営された建物群というと郡の政府である郡家以外のものを考えることが出来ない。（注5）。郡の役所というと一般には明治、大正時代のさきやかな郡役所のような小さなものを連想し勝ちであるが、古代における郡家は律令政府の地方支配の第一線であってきわめて大規模なものであった。郡家は普通方2～3町といわれていたが、本遺跡のように東西2町半、南北4町の長方形をなすものもあったのである。

郡家では同一機能・用途の建物が一定の場所にまとまって置かれたことは「令集解」の儀制五行の條に引かれた「古記」に郡院、倉庫院、厨院という言葉があることによって知られる。「院」とは署・担根によって囲まれた建物群を意味する言葉であるから郡院とは郡司が郡の行政を行なう郡府のある一郭、倉庫院とは正税を貯える倉庫、すなわち正倉のある一郭、厨院とは郡司や来客の食事を調える厨のある一郭である。長元3年（1030）の「上野国交替実録帳」（注6）からは上野国の諸郡に正倉、郡府、館、厨屋などの建物があり、それらはおののいくつかの建物によって構成されていたことがうかがえる。これは「古記」の記載とほぼ同じであって、律令制による郡家の形態が11世紀まで続いていることを物語っている。

このような状態は関和久遺跡の建物配置によってその実体がうかがえるところで、大きな倉庫が整然と立並んでいる南側の平地は「古記」にいわゆる倉庫院、「上野国交替実録帳」にいわゆる正倉（院）（注7）に相当するものであり、倉庫のない北半部の台地が郡院、厨院などに相当する

のではないかと思われる。

その点で注目されるのは本年発見された北半部の台地上、遺跡中央部を南北に走る柵列S A72である。この柵列は掘立の1本柱の列で柱間は建直された時期によってことなるが、大体1.8m～2.1mはあり、137mにも及ぶものであり、途中に四脚門を備えている実に堂々たるものである。柱の掘り方は1辺1m以上あり、両側に溝を伴っておりその並ぶ方向はN-4°～Eで、建物の方向とほぼ一致あるいは直交する。このような1本柱列の上部構造は詳らかではないが、都家内の建物群と建物群の間を区切る柵ではなかったかと思われる。このような掘立の1本柱列はすでに岡山県宮尾遺跡（美作国久米郡家跡）（注8）、福岡県小郡遺跡（筑後国御原郡家跡）（注9）、京都府正道遺跡（山城国久世郡家跡）（注10）、伯耆国分尼寺跡（注11）、城輪柵跡（注12）で発見されているのであるが、137mというような長いものははじめてである。この中にどのような建物群があったかの究明は来年度以降の課題である。

関和久遺跡が白河郡家跡であろうというわれわれの推定はすでに多くの研究者によって肯定されているが（注3）、まだその全貌がはっきりしたわけではない。いまだに明確にされていない日本の古代都家のひとつの典型をこの遺跡で見出すために当分地道な調査を辛抱強く続けなければならないであろう。

注1 宮城県教育委員会・多賀町「多賀城跡I～多賀城廃寺跡」 昭和45年

注2 陸奥国分寺跡発掘調査委員会「陸奥国分寺跡」 昭和36年

注3 東北歴史資料館・宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城と古代日本史」 昭和50年

注4 酒田市教育委員会「城輪柵跡」

注5 このほかにも地方にあって計画的につくられた建物群として軍團か考えられる。しかし軍團の遺構がいかなるものであったかについては考るべき資料がないので一応この際は考慮外においていた。白河郡内には神龜5年（728）に設置された白河軍團があったはずである。それを敢えて無視して関和久遺跡を白河郡家跡とするのはこの遺跡の正倉と思われる米倉跡に大きなもの多いことである。けだし郡家においては正倉がもっとも重要なものであったからである。

関和久遺跡の東北500mの上町に土壘状の高まりと空堀とがのこっており、そこからも関和久遺跡と同じ瓦が出土する（「関和久遺跡I」）。ここが白河軍團跡である可能性がある。上町遺跡の発掘調査、それと関和久遺跡との比較研究は従来全くわからなかった軍團遺跡を明らかにするためにも必要であろう。

注6 竹内理三編「平安遺文」 204

ただしこれには誤字、脱字があり、また従来の解釈にも異見があることが前沢和之氏によって指摘されている。（前沢和之「上野国交替実録帳」についての基礎的研究 群馬県史研究第4号、昭和51年、同「上野国交替実録帳」郡衙項についての覚書 同上第7号、昭和53年）

注7 「上野国交替実録帳」には多くの郡では単に正倉と記しているが、那波郡だけは正倉院と

記している。

- 注8 宮尾遺跡発掘調査団『宮尾遺跡の概要』 昭和47年
注9 福岡県教育委員会『福岡県三井郡小郡遺跡発掘調査概報1967.68.70』昭和46年
注10 城陽市教育委員会『城陽市文化財調査報告第1集』1973
注11 倉吉市教育委員会『伯耆国分尼寺官衙跡発掘調査概報』 昭和49年
注12 酒田市教育委員会『城輪柵跡』
注13 たとえば山中敏史「古代都衙遺跡の再検討」日本史研究 161号 昭和51年
足利健亮「古代都市としての都衙」歴史公論 2巻10号 昭和51年

第3節 出土遺物

今年度調査地区の出土遺物中で瓦は総数74点で、昨年度の31点に次ぐ少なさである。それに対して土器の量はかなりの量に達している。この土器の量に対して瓦の量が少ないという遺物のあり方は、昨年度調査地区的台地中央部、昭和49年度調査の「県道拡幅工事に伴う発掘調査」地点に類似しており、これらの遺物のあり方は遺跡北半部の台地の部分にあたる地区的特徴と考えられそうである。遺跡南半部の低地の部分が倉庫院であるとすれば、それらに対する郡院、厨院等がこの台地の部分に相当し、これら遺跡内での性格の相異が遺物の上にも反映している可能性が強い。この点からすれば、閑和久遺跡から検出された硯が、今年検出の2点と、「県道拡幅工事による発掘調査」で検出された1点と3点とも全て台地上から検出されている点は注目してよいであろう。

今回の調査で遺構中より検出され、ほぼ形態の判明するものとしてはS D66溝出土の円面硯（第11図2）と、L G-69区のS A72柵跡の第IV期の柱穴より検出された土師器の杯（第11図8）のみであった。この土師器は現在のところあまり類例はないが、底部に鋸切痕が観察される点、器面全体に入念な磨きが施されている点などからして表杉入式のうちでも比較的古い時期のものであろうと考えられる。したがってこの土師器を出土した柱穴を含むS A72柵跡第IV期は古くみても平安時代初頭は遡上らないものであるといえよう。

第4節 まとめ

今年度の発掘調査から次のようなことが判明した。

- (1)閑和久遺跡は東西約2町半、南北約4町の南北に長い長方形を呈している。
 - (2)閑和久遺跡の北辺は遺跡北側の丘陵の裾の部分まで及んでいる。
 - (3)遺跡北半の台地の部分は、南半部の倉庫院に対し、郡院、厨院などに相当する部分である。
 - (4)これらのなかには溝と柵列的なものにより区画された部分があり、出入口には門が設置されている。
- (5)以上の点から閑和久遺跡は古代白河郡家跡であることはほぼ確実であり、今後史跡指定とともに遺跡の構造を確認する調査、同時に設定されていた白河軍団跡の可能性のある上町遺跡を比較するため発掘する必要がある。



図版 1
作業風景



図版 2
第1トレンチ(北より)



図版3
S A72・S B65他
(北より)



図版4
S A72
(南より)



図版5
S B 73門跡
(北より)



図版6
S A 72・S B 73
S D 65・66
(北より)



図版7
S A 72・S D 65・66
(L F 68・89区)



図版3
S A72・S B65他
(北より)



図版4
S A72
(南より)

図版5

S B 73門跡
(北より)



図版6

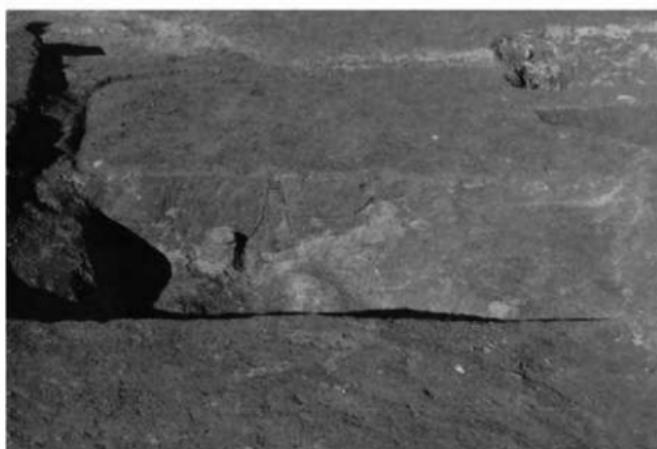
S A 72・S B 73
S D 65・66
(北より)



図版7

S A 72・S D 65・66
(L F 68・89区)





図版8
S D 65・66
セクション
(L L 68区)



図版9
第4トレンチ
S B 80(北より)



図版10
S K 63
(南より)

図版11
第2 トレンチ(北より)



図版12
S B70(北より)





図版13
第3トレンチ(北より)

福島県文化財調査報告書第71集

関和久遺跡Ⅶ

昭和54年3月15日印刷

昭和54年3月31日発行

編集・発行 福島県教育委員会
福島市杉妻町2番16号
TEL0245-21-1111

印刷所 藤山川印刷所
福島市荒町5番36号 TEL23-3304

不許複製